

## 富山外国語専門学校 卒業の認定に関する方針

### 1. 卒業の認定に関する方針

卒業の認定は、教育目標に掲げた能力を身に付け、かつ所定の授業科目を修了した者について、校長が行う。

#### 教育目標

多様化する時代の要請にこたえ、実用性のある語学を習得させるとともに、異文化への理解を深め、広い視野を持った国際人として、産業および文化の振興と発展に貢献する有能な人材の育成に必要な専門教育を行う

### 2. 富山外国語専門学校学則（富山市教育委員会規則第15号）

#### （科目履修の認定）

第7条 所定の授業科目を履修した者の当該科目の修了の認定は、試験の成績及び平常の成績を勘案して行うものとする。

2 授業科目ごとの年間授業時間数の5分の1以上欠席した者及び成績の評価が不合格の者に対しては、当該科目の終了の認定は行わない。

#### （進級又は課程修了の認定）

第10条 進級又は課程修了の認定は、第7条の定めるところにより所定の授業科目を修了した者について、校長が行う。

### 3. 富山外国語専門学校教務規程

#### （進級又は卒業・修了の認定）

第6条 次の各号の一に該当するものは、規則第10条に規定する進級又は卒業・修了の認定を受けることができない。

(1) 学年内において、所定の授業時間数の5分の1以上欠席した科目の週当り授業時数の合計が5以上である者

[注] 遅刻・早退3回をもって欠席1回とみなす。遅刻・早退の時間は20分をもって限度とし、それ以上のものは欠席とみなす。但し、学校が認めた遅刻・早退はこの限りでない。

(2) 学年内において、認定されない科目の週当り授業時間数の合計が5以上である者

(3) 規則第7条及び第9条に規定する授業科目の学年成績が全て合格であっても、全科目の学年成績の総合平均値（GPA=Grade Point Average）が1.5に満たない者

[注] 総合平均値の算定方法

①各科目の学年成績を、評定値A=3、B=2、C=1、D=0に置きかえる。

②各科目の評定値に週当り時間数を乗じ、合計したものを週当り総合時間数で除する。

(4) 試験を放棄した者